

第51号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和4年6月22日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

教員特殊業務手当の上限額を改める必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「6,400円」を「16,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第3項の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

- 3 改正後の条例第12条第3項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。